

令和7年（2025年）5月1日

つくば市長 五十嵐 立青 様

つくば市男女共同参画苦情等処理委員

鈴木 富美子

鈴木 彩加

令和6年度つくば市男女共同参画苦情等処理年次報告書
（令和6年4月から令和7年3月まで）

つくば市男女共同参画苦情等処理規則第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 苦情等処理制度の概要

つくば市男女共同参画苦情等処理は、男女共同参画社会の形成を阻害する問題に対する苦情や意見（以下「苦情等」）を適切に処理するための仕組みです。苦情等の処理を専門的に行うために「苦情等処理委員」が設置されており、苦情等処理委員は、市長の命を受けて事案の調査や処理を行い、その結果を市長に報告します。報告を受けた市長は、事案に対する処理方針を決定し、必要に応じて是正のための助言、指導等を行います。

2 苦情等申出処理状況

- ・前年度からの継続件数 0件
- ・令和6年度申出件数 0件
- ・令和6年度処理件数 0件

3 苦情等処理委員の意見

- ・苦情等申出が該当年度に0件であったことは、本苦情等申出処理制度の存在を市民が把握できていない可能性も考えられる。本制度の周知方法などを次年度以降に検討していただきたい。（鈴木彩加委員）